

スマートロックシステム導入・利用業務 質問に対する回答

回答日 令和8年7月2日

NO	質問	回答
1	仕様書 1 (2) 契約期間中、提案事業者の責に依らない理由で連携元の施設予約システムが利用不可（サービス終了等）となった場合でも、本事業は継続される認識で宜しいでしょうか。	連携元の施設予約システムが提案事業者の責に依らない理由で利用不可となった場合でも、町としては施設管理の自動化を維持するため、本事業は継続する方針です。 代替となる施設予約システムへの移行が発生した際は、新システムとご提案いただくスマートロックシステムとの連携可能性について改めて検討を行います。 しかしながら、新システムの仕様等により連携が不可能である場合や、改修に過度な費用・期間を要する場合などには、本事業を継続できない可能性もございます。万が一契約の途中解除等が必要となった場合の取り扱いについては、別途協議とさせていただきます。
2	仕様書 2 「各施設のネットワーク環境（Wi-Fi、有線 LAN 等の有無）は現状の通りとする」とありますが、このうち無線 Wi-Fi 環境が存在する拠点については以下の情報をご教示いただけませんか。 ・周波数帯 ・契約サービスの種類	無線部の仕様は以下のとおりです。 ≪準拠規格≫ IEEE 802.11a, IEEE 802.11b, IEEE802.11g, IEEE802.11n, IEEE 802.11ac, ≪周波数帯域≫ IEEE 802.11ac/IEEE 802.11a: W52 36/40/44/48ch (5180～5240MHz) W53 52/56/60/64ch (5260～5320MHz) W56 100/104/108/112/116/120/124/128/132/136/140ch (5500～5700MHz) IEEE 802.11b/IEEE 802.11g:

		1～13ch (2412～2472MHz) 《データ通信速度》 IEEE 802.11b : 最大 11Mbps IEEE 802.11a/g : 最大 54Mbps IEEE 802.11n (2.4GHz) : 最大 400Mbps IEEE 802.11ac(5GHz) : 最大 866Mbps また、契約サービスの種類につきましては、CATV による一般的なインターネット接続サービスです。 なお、Wi-Fi 接続時の認証方式は一般的なパスワード認証であり、ブラウザでのポータル認証やMACアドレスフィルタリング等の特殊な制限は設けておりません。
3	仕様書 3 (1) イ 「キーボックスの蓋（扉）を閉めると、自動的に施錠（オートロック）される機構を有すること」とありますが、番号解錠された後、設定した時間が経過するとロックがかかるタイマー式のロックでも良いでしょうか。同じタイプのロックが全国 100 以上の自治体に導入実績があり、ご提案できればと思い、事前に確認いたします。	鍵の取り出し後、および返却後の閉め忘れに対する対策として機能し、安全に運用できる仕組みであれば、ご提案のようなタイマー式のロック機構であっても問題ございません。 ただし、蓋が開いた状態のままタイマー設定時間が経過しロックが作動した場合に、その後、物理的に蓋が閉まらなくなる等の不都合が生じないかどうかにご留意ください。提案書において、タイマー作動時の具体的な動作や、運用上の対策等について記載をお願いいたします。
4	仕様書 3 (3) ウ ハードウェア要件においては「蓋が完全に閉まっていない場合は、警告音等で利用者に知らせる機能があることが望ましい。」という表現ですが、こちらの「蓋の閉め忘れ（長時間開放）アラ	必須要件ではございません（当該機能を有していなくても失格要件とはなりません）。 ただし、「蓋の閉め忘れ（オートロック未完了）に対する警告機能」につきまして

	ート通知」については必須要件となりますでしょうか。	は、審査における評価項目となっております。該当機能を有している場合、または運用等でカバーできる代替の対策がある場合は、評価の対象となりますので、提案書において具体的な記載をお願いいたします。
5	仕様書 4 (1) ウ 既存施設壁面へのビス打ちが発生した場合、「請負金額 100 万円（税込）以上の改修工事」に該当する可能性があります、該当する場合はアスベスト有無の事前調査が義務付けられるかと拝察しております。 ・現時点で各施設に対して「アスベスト有無の事前調査」の要または不要の判別が取れている施設はありますでしょうか（例えば、過去に調査実施済みである施設は事前調査結果報告書の提出で調査の代替とすることが可能と認識しております。） ・また、事前調査が要となった場合、調査費用等は今回のご提案とは別事業での取り扱い（今回のご提案金額には含めない）と考えて宜しいでしょうか。	現時点で各施設のアスベスト有無の判別（事前調査結果のリスト化等）は行っておらず、一律でのご提示はできかねます。 本町としては、アスベスト飛散防止および施設外壁の損傷を防ぐ観点から、建材への穿孔（穴あけ・ビス打ち）を伴わない設置方法（例：既存のフェンスや支柱へのバンド・U 字金具等による固定、ポール等の自立型スタンドの設置など）によるご提案を推奨いたします。 現地調査および機器の構成上、やむを得ず建材へのビス打ち等が発生する場合は、契約締結後の施工計画の策定時に、対象箇所の設計図書等を用いて町と協議を行います。その結果、法定の事前調査や専門業者による分析、特別な防じん対策等が必要となった場合の費用につきましては、別途町との協議とし、今回の提案金額（見積額）には含めないものとしてください。
6	仕様書 5 (3) ウ 今回、ご提案予定のサービスがパブリッククラウド（例えば AWS や Microsoft Azure など）を利用する場合、データの削除や消去等についてはクラウド提供事業者のセキュリティポリシーに従って処理されることを利用	パブリッククラウド環境（AWS や Microsoft Azure 等）を利用する提案において、物理的な機器の破壊やそれに伴う証明書（マニフェスト等）の発行は、必須要件とはいたしません。 クラウドサービスを利用する場合は、ク

	者が事前同意する必要があることが一般的と認識しております。そのような場合には「情報資産を格納していた機器類・電磁的記録媒体については、記録されたデータの完全消去又は物理的・磁氣的破壊を行うこと」や「物理破壊の証明書（マニフェスト等）の発行」が不可の場合もあり得るかと思いますが、こちらは必須要件になりますでしょうか。	クラウド提供事業者のセキュリティポリシーに従い、本町に帰属するデータが確実に消去（論理消去等）される仕様であれば問題ございません。 ただしその場合においても、契約終了時には「クラウド上の本町データの消去作業（テナント削除等）が完了したこと」を証明する書類（任意の書式のデータ消去完了報告書等）を提出していただきます。提案書には、利用する環境に応じたデータ消去の仕組みについて記載をお願いいたします。
7	機器設置配置図 配置図のアイコンについて 資料内に記載のある アイコン名：BOX 説明文：収納 BOX 設置位置※収納ボックスには LTE ルーターやキーボックスとの通信装置、電源タップなどを収納することを想定 こちらについては、貴町にてご用意、設置頂く認識で宜しいでしょうか。	収納 BOX につきましては、本町で用意・設置するものではございません。 提案する機器（LTE ルーターや電源タップ等）の保護や配線等のために収納 BOX が必要となる場合は、提案事業者側でご用意および設置をお願いいたします。また、それに係る費用はすべて提案金額（初期構築費用等）に含めてください。 なお、配置図に示している BOX の位置はあくまで想定です。ご提案いただくシステムの機器構成上、収納 BOX 自体が不要である場合は、設置いただく必要はございません。